

介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）



介護職員等処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑰又は⑱は必須）取り組んでいる

| 区分 | 具体的内容 | | | |
|--|--|--|--------------------------------------|--|
| 入職促進に向けた取組 | ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">①ワンランドの取組</td> <td>●経営理念：私たちが気持ち良く働ける職場を創ります。令和4年4月1日改正</td> </tr> <tr> <td>●事業運営理念：ワンランドケアは、地域社会との協調性を通じ、思いやりを創造し、住み良い街づくりに貢献することです。それには、サービスの質の向上を図るため、積極的な学びの場を提供し利用者、その家族、さらに地域社会とのケアを通じ、働く人と利用者の生きがいを創造します。令和4年4月1日改正</td> </tr> </table> | ①ワンランドの取組 | ●経営理念：私たちが気持ち良く働ける職場を創ります。令和4年4月1日改正 | ●事業運営理念：ワンランドケアは、地域社会との協調性を通じ、思いやりを創造し、住み良い街づくりに貢献することです。それには、サービスの質の向上を図るため、積極的な学びの場を提供し利用者、その家族、さらに地域社会とのケアを通じ、働く人と利用者の生きがいを創造します。令和4年4月1日改正 |
| | ①ワンランドの取組 | | ●経営理念：私たちが気持ち良く働ける職場を創ります。令和4年4月1日改正 | |
| | | ●事業運営理念：ワンランドケアは、地域社会との協調性を通じ、思いやりを創造し、住み良い街づくりに貢献することです。それには、サービスの質の向上を図るため、積極的な学びの場を提供し利用者、その家族、さらに地域社会とのケアを通じ、働く人と利用者の生きがいを創造します。令和4年4月1日改正 | | |
| | ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 | | | |
| ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） | | | | |
| ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 | | | | |
| ④ワンランドの取組 | ●各地区、介護福祉専門学校及び看護専門学校及び公立・私立高等学校から、職業体験実習生の受け入れを、積極的に進めている。（実績例：白河介護福祉専門学校・福島県立光南高等学校・ポラリス看護専門学校） | | | |
| 資質の向上やキャリアアップにむけた支援 | ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 | | | |
| | ⑤ワンランドの取組 | ●介護福祉士資格を受験する職員へ、受験料を支援している。（受験費用の、18,380円を法人負担としている） | | |
| | ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 | | | |
| | ⑥ワンランドの取組 | ●シルバーサービス振興会での、キャリア段位制度を導入し、アセッサー資格取得を推進し、人事制度に反映し介護評価項目などの研修を実践している。（各事業所に、アセッサー取得者が常駐している） | | |
| | ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 | | | |
| | ⑦ワンランドの取組 | ●本社にハラスメント等相談室を設置し、適宜事業所に周知している。（担当者：常務取締役 浦山加代子） | | |
| ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 | | | | |

| | | |
|----------------|---|--|
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 | |
| | ⑨ワンランドの取組 | ●子育て中の職員には、子供と同伴出勤を認めている。業務中の子供の対応は在籍全職員で支援している。 |
| | ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 | |
| | ⑩ワンランドの取組 | ●勤務シフト作成には、希望休制度を設け、子育て中や家族の介護等の為の休暇を取得できるように、ライフワークに合わせた働き方を提案している。 |
| | ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている。 | |
| | ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている | |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 | |
| | ⑬ワンランドの取組 | ●全職員が年間を通して、福利厚生費用制度を導入している。（職員一人、年間5,000円を社内懇親会費用として、自由に設定できるようになっている。） |
| | ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 | |
| | ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 | |
| | ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 | |
| | ⑯ワンランドの取組 | ●事故発生時対応指針を作成、及びマニュアルも整備して、対応手順を表記し、具体的な対策をしている。 |

| | | |
|--|--|--|
| 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組 | ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている | |
| | ⑰ ワンランドの取組 | ●福島県介護事業協同組合に加入し、各種研修委員会に参加している。また、法人ごとに働き方が違うので、人材の定着や確保についても、同委員会で情報共有している。 |
| | ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している | |
| | ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている | |
| | ⑲ ワンランドの取組 | ●毎月の経営会議にて、整理整頓の指示がある。職場内掲示物は、徹底して2点止めか4点止めとなっている。 |
| | ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている | |
| | ⑳ ワンランドの取組 | ●業務手順書の作成等も含め、記録・報告等は、ICTの業務用スマートフォンを活用し情報共有している。 |
| | ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、端末機（タブレット端末、スマートフォン端末機等）の導入 | |
| | ㉑ ワンランドの取組 | ●介護請求ソフトは、セントワークス㈱の「スイスイ」ソフトを全事業所で、パソコン内で利用している。介護職員の記録等は、スマートフォン端末機を利用し「ケアウイングソフト」及び「スマケアソフト」を利用している。 |
| | ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 | |
| | ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 | |
| | ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 | |
| | ※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする | |
| ※小規模事業者は、24の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする | | |

| | | |
|---------------------------------------|---|---|
| やりがい・働き がいの醸成 | ②⑤ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 | |
| | ②⑤ ワンランドの取組 | ●介護職員が、一同に会してのミーティングが困難な場合は、責任者が個別面談を実施しながら、勤務環境やケア内容の改善を行っている。 |
| | ②⑥地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 | |
| | ②⑦利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 | |
| | ②⑦ ワンランドの取組 | ●毎月の事業所定例会議時に、定期的に法人代表が出席し、介護保険法や法人理念を共有している。 |
| ②⑧ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 | | |

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める

令和6年7月24日策定